

中国人船長帰国に際しての中国政府チャーター機の石垣空港使用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十月四日

佐藤正久

参議院議長西岡武夫殿



中国人船長帰国に際しての中国政府チャーターマシンの石垣空港使用に関する質問主意書

平成二十二年九月七日、尖閣諸島沖で海上保安庁巡視船に衝突し、公務執行妨害で逮捕・勾留されていた中国漁船の船長が同月二十四日に、処分保留となり釈放され、帰国した。

右の点を踏まえ、以下質問する。

- 一 当該船長は中国政府のチャーターマシンで帰国したと聞き及んでいるが、事実か。
- 二 当該チャーターマシンは、石垣空港で燃料を補給したと聞き及んでいるが、事実か。その場合、中国政府は燃料代及び空港着陸料や使用料等を支払ったか。
- 三 当該チャーターマシンは九月二十五日の深夜のフライトであつたため、石垣空港職員らは同月二十四日夜から通常業務時間外の勤務となつた。この超過勤務手当は日本国民の税金から充てられるものであるが、我が国政府又は空港管理者は当該負担金額を中国政府に請求する用意はあるか。

右質問する。

